

兵庫県立あわじ特別支援学校 県立あわじ特別支援学校いじめ防止基本方針

1 本校の基本方針

本校は、幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた教育的支援を行い、校訓「希望・自立」のもと、自立や社会参加に必要な能力の伸張に努めている。また、特別支援教育のセンター的機能を充実させ、特別支援教育の理解・啓発を推進している。

そのために、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な教育活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的な方向

本校は、昭和23年に兵庫県立淡路聾学校として開校し、平成19年に兵庫県立淡路聴覚特別支援学校に校名変更、平成20年には知的障害部門（小学部・中学部・高等部）を設置、さらに平成23年には兵庫県立淡路特別支援学校との発展的統合により兵庫県立あわじ特別支援学校に校名変更し、淡路地区唯一の特別支援学校となった。知的障害部門（小・中・高等部）と聴覚障害部門（幼稚部・小学部・中学部）の2つの障害部門を設置している。個々のニーズに応じた指導、交流及び共同学習、地域との交流、キャリア教育等を推進するほか、淡路地区唯一の特別支援学校として、特別支援教育のセンター的機能を充実させることで、地域の期待に応えていきたいと考えている。

平素より、少人数の児童生徒を複数の教員で担当する体制をとっており、個々の児童生徒の学校生活の状況について複数の教員が把握し、かつ微妙な変化への対応をしている。また、毎日の連絡帳を利用して家庭や施設との連携を密にすることで自分の気持ちや状態を言葉でうまく表現することが難しい児童生徒に対しても対応している。いじめについては、「いじめはどこにでも起こり得る」という認識を教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、いじめを許さない学校づくりを推進するため、以下の体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。また、自筆出来る児童生徒については学校生活や友人関係について把握できるように学校生活に関するアンケートを別に定める。

教職員については「児童生徒の変化を見逃さない」「適切な対応」のため教職員のいじめ対応チェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

別紙3—1 学校生活に関するアンケート

別紙3—2 学校生活に関するアンケート2

別紙4 教職員のいじめ対応チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙5 年間指導計画

(3) 緊急時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速ないじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙 6 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、精神的に非常に不安定な状況に追い込まれた場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えて組織し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の留意事項

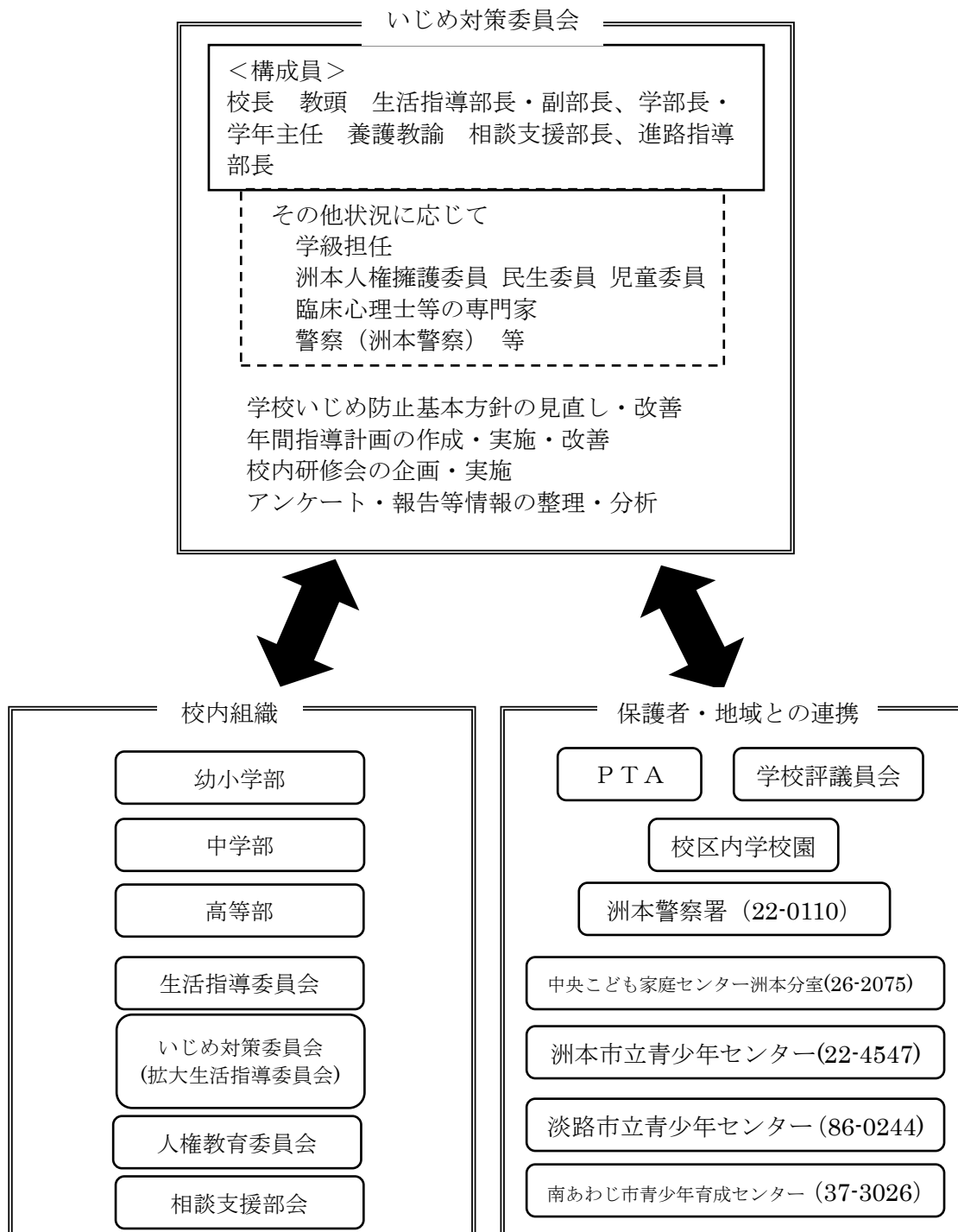
誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるようこれまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページで公開するとともに、学校評議員会やPTA役員会・総会をはじめ、保護者懇談、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取り組みを実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から児童生徒の意見を取り入れるなど、可能な限り、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめはどこにでも起こり得る」「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取組を行う。
- 2 いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置し、その委員会を中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 3 組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

《組織図》



いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる

いじめられている子

●日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 職員室や保健室付近をうろうろする
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

●授業中・休み時間

- 一人でいることが多い
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教室へよく遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる
- 発言すると友だちから笑われたり、冷やかされたりする
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

●昼食時

- 好きなものを他の子どもにあげる
- 机を少し離している
- 食事が減っている
- 意図的な配膳忘れや不平等な配膳をされる

●清掃時

- 重いもの、汚れた物をもたされることが多い
- 一人で離れて掃除をしている

●その他

- 持ち物や机などに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休みがちになる
- 服に靴の跡がついている
- 手や足に擦り傷やあざがある
- 怪我の状況と本人の言う理由が一致しない
- 遊び仲間が変わる
- 必要以上のお金を持っている
- トイレなどに個人を中傷する落書きがある
- 携帯電話やネットを気にする

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- 悪者扱いされていると思っている
- あからさまに教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識を持つ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対してきつい言葉を使う
- 他の子どもに威嚇する表情をする
- 認められる場が少ない

がっこう せいかつ かん
学校生活に関するアンケート

小学部 ()年 ()組 名前 ()
アンケートをした日 ()月 ()日

このアンケートは、みなさんが安心して楽しい学校生活を送ることができるようにするためのものです。
毎日の学校での様子や友だちのことについて①～⑨の質問をします。落ち着いて答えてください。
個人のプライバシーには十分に配慮します。



①	がっこうせいかつ たの 学校生活は楽しいですか？	たの 楽しい	たの 楽しくない
②	せんせい とも 先生や友だちにあいさつをしていますか？	あいさつ している	あいさつ していない
③	がっこう なか 学校に仲のいい友だちはいますか？	いる	いない
④	じぶん とも 自分は友だちに「やさしい」ですか？	やさしい	やさしくない
⑤	あなたは、下の1～4のことをだれかにされたことがありますか？	ある	ない
	1. 嫌なことを言われた 2. 物を隠されたり、壊されたりした 3. 叩かれたり、蹴られたりした 4. 無視された		
⑤の答えが <u>ある</u> の人へ だれにされましたか？ (当てはまるものに○をつけてください)			
1. 小学部の人 2. 中学部の人 3. 高等部の人 4. 学校の先生 5. 他の学校の人 6. その他の人			
⑥	ほか 他に、いやなことをされたことがありますか？	ある	ない
⑥の答えが <u>ある</u> の人へ だれに なにを されましたか？ (書ける範囲で教えてください)			
⑦	まわ なかま 周りに仲間はずれにされている友だちはいますか？	いる	いない
⑧	ほか ひと まわ とも 他の人が周りの友だちに嫌なことをしている場面を見たことはありますか？	ある	ない
⑨	あなたは今年の4月から今日までの間で、だれかをいじめたことはありますか？	ある	ない

教職員のいじめ対応チェックリスト

記入日： 年 月 日 ()

氏名： _____

1 子どもの変化を見逃さないために

〔自身の行動〕

- 子どもへ笑顔で積極的にあいさつをしている
- 子どもの顔を見ながら出席確認をしている
- 連絡帳・生活ノート等を確認している
- 授業において子ども同士の話し合いの場づくりを心がけている
- 休み時間等も子どもたちと一緒にいるようにしている
- 掃除の仕上がり（机の並び方、ゴミの取り残し等）を確認している
- 休み時間、清掃時等に声かけ（チャンス相談）をしている

〔情報共有〕

- 子どもの話題を日常的に職員室で取り上げている
- 気になる子どもの情報を職員室で共有している
- 養護教諭と情報共有をしている
- スクールカウンセラー（キャンパスカウンセラー）と情報共有をしている
- いじめに関するニュースや研修した内容等を、教職員同士で伝え合っている

〔子ども・保護者への対応〕

- 子どもの提出物や学習用具の忘れ物に気を配っている
- 子どもの体調（腹痛や頭痛等）に気を配っている
- 子どもの服装の汚れや破れ等に気を配っている
- 子どもの間のあだ名や呼び方に気を配っている
- 子どもの不適切な発言を聞き流さず、その場で注意・指導している
- 子どもの給食や弁当の食べ残しに気を配っている
- 教室の子どもの机の中を確認している
- 子どものがんばりを伝える通信づくりをしている
- 気になる子どもの家庭への連絡や家庭訪問をしている

2 適切ないじめ対応のために

〔自身の行動〕

- 自校の「学校いじめ防止基本方針」の内容を理解している
- 「いじめ防止対策推進法」の定義に基づき、いじめられている子どもの心情に寄り添って、いじめを認知しようとしている
- いじめアンケートから明らかになったいじめに関する情報を把握している
- 自校でいじめの防止等のためにやっている校内研修やOJT等の内容を日常の指導に活かしている

〔情報共有〕

- 校内いじめ対応チームのメンバーを知っている
- 日頃から管理職や同僚と報告・連絡・相談ができる関係を築いている
- 子どもの気になる様子を見聞きしたら、どんな小さなことでも学年職員や管理職等に報告している
- 少しでもいじめが疑われたら、校内いじめ対応チームに報告している
- いじめアンケートの回答はその日のうちに確認し、他の教職員と情報共有している

〔子ども・保護者への対応〕

- 子どもに対し、いじめは絶対に許せない行為であることを、各教科、道徳科、特別活動等を通して、計画的に指導している
- 子どもに対し、いじめなどの行為を見聞きした場合には、見て見ぬふりをせず、必ず教職員に伝えるよう指導している
- 子どもや保護者に対し、授業、保護者会、学校便りなどの多様な機会を活用し、いじめ防止のための取組を伝えている
- 子どもや保護者に対し、いじめ等についての相談は学校以外の相談窓口でも行っていることを伝えている
- 子どもや保護者に対し、いじめアンケートの結果について必ずフィードバックしている

3 管理職としての校内体制づくりのために

〔日々の体制〕

- 学校いじめ防止基本方針を、職員会議等で共通理解している
- 日頃から教職員が管理職に報告・連絡・相談しやすい風通しの良い環境づくりに努めている
- いじめ発見の情報がすぐに管理職まで届くような体制づくりをしている
- いじめアンケートの結果がすぐに管理職へ報告されるような体制づくりをしている
- いじめアンケートの項目や実施方法について、校内いじめ対応チームで検討している

〔計画的実施〕

- 校内いじめ対応チームの会議を定期的実施している
- いじめ対応マニュアルを用いて職員研修を実施している
- いじめ問題に対して、地域・関係機関等との積極的な情報交換・連携ができるように会合を開いている

〔年度毎の点検・評価〕

- 学校いじめ防止基本方針を学校HPに掲載するとともに、保護者・地域や児童生徒へ説明し、意見を募っている
- いじめ問題に対する取組状況について、学校評価の項目の中に取り入れ、点検・評価し、必要に応じて改善している
- 学校いじめ防止基本方針を見直し、必要に応じて改定している

年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	いじめ対策委員会 指導方針・計画等 職員会議※1	道徳授業 自立活動 淡路地区生徒指導担当者会※3	担任引継 保護者懇談会
5月	↓	↓	教職員の いじめ対応チェックリスト 4月実施
6月	↓	↓	↓
7月	人権研修会※2	いじめ早期発見のためのチェックリスト 学校生活に関するアンケート	保護者懇談
8月	いじめ対策委員会 情報交換・計画修正	↓	連絡帳
9月	↓	↓	教職員のいじめ対応チェックリスト
10月	↓	↓	↓
11月	↓	↓	↓
12月	↓	いじめ早期発見のためのチェックリスト 学校生活に関するアンケート	保護者懇談
1月	↓	↓	教職員のいじめ対応チェックリスト
2月	↓	いじめ保護者アンケート いじめ早期発見のためのチェックリスト 学校生活に関するアンケート	↓
3月	いじめ対策委員会 次年度の計画 課題解決策の検討	↓	保護者懇談 個別の教育支援計画作成 前在籍校との引継

職員会議等

※1 職員会議：いじめ対応マニュアルの確認・指導方針や指導計画の共通理解
 ※2 人権研修会：外部講師または本校の人権担当による子どもの人権に関する研修
 定例職員会議における児童生徒の情報交換を実施する。

未然防止に向けた取組

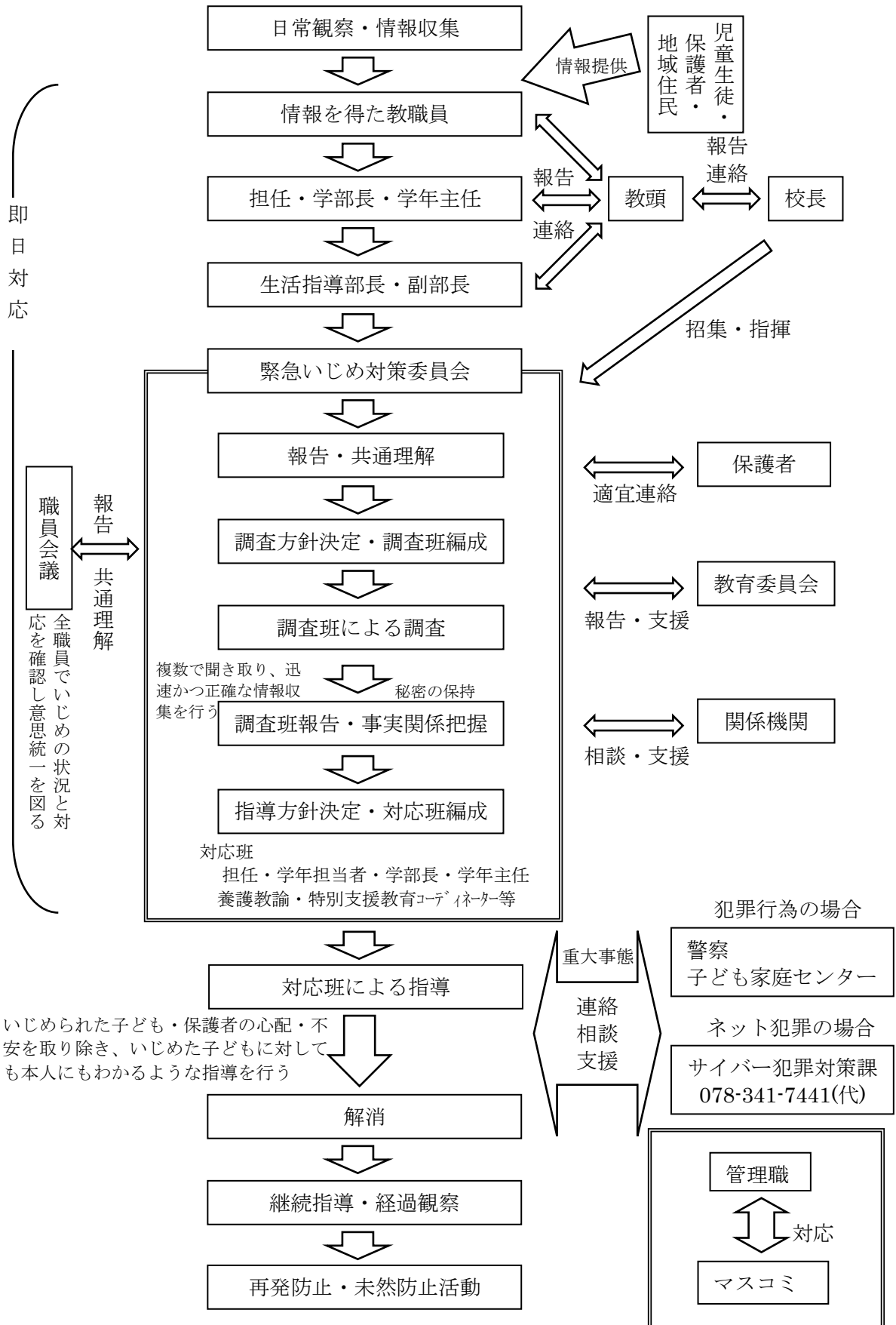
※3 淡路地区生徒指導担当者会：通学生生の状況を説明（年5回程度）
 ※4 仲間づくり活動
 ・学部集会（月1回）
 ・遠足（幼小中高）
 年間を通し、自立活動や合わせた指導、道徳等を活用して人間関係の形成や規範意識、人権意識を高める指導を行うとともに学校行事を通して好ましい人間関係づくりを図る。
 ※5 洲本市教護委員会：関係機関と情報の共有や報告（全：年4回、中：年3回程度）
 本校は中学部会所属

早期発見に向けた取組

個別の教育支援計画等作成にかかわる保護者懇談、学期末の保護者懇談を実施するとともに、毎日の連絡帳を活用した保護者との緊密な情報共有を図る。
 年度末や年度当初に担当者間での児童生徒状況の引継を行い、個別の状況の理解を図る。
 別紙2、別紙3を実施することにより児童生徒の変化を捉える。
 別紙4を実施し、教職員の感性を高め、適切な対応を目指す。

組織的対応

校長を中心とした指導体制のもとで、全職員が組織的に対応して当たる



即日対応

職員会議
報告
共通理解
全職員でいじめの状況と対応を確認し意思統一を図る

いじめられた子ども・保護者の心配・不安を取り除き、いじめた子どもに対しても本人にもわかるような指導を行う

犯罪行為の場合

警察
子ども家庭センター

ネット犯罪の場合
サイバー犯罪対策課
078-341-7441(代)

管理職
↕
マスコミ
対応